昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成18年5月15日発行第353号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

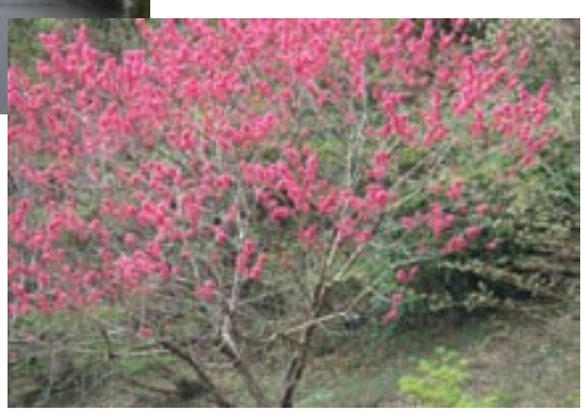

乙女橋（宇都宮市）

2006. 5
No.353

－　目　次　－

□行政書士という士族・・・・・・・・・・・・・・・・2
□平成１８年度第１回理事会幹事会開催・他・・３～４
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～６
□定住者告示の一部改正について・・・・・・・６～７
□会社法の施行に伴う
　建設業法施行規則の改正について・・・・・・・８
□ＡＤＲ法の施行日等の政令公布について・・・・・９
□栃木県開発許可事務の手引きについて・・・・・・９
□スペシャルインタビュー・・・・・・・・・１０～１１
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
□おじゃましま～す・・・・・・・・・・・・・・・・１４
□政連だより・交差点・・・・・・・・・・・・・・・１５
□アドちゃんの談話室・表紙写真・・・・・・・・・１６
□木もれび・
　平成１８年度分路線価図・評価倍率表の申込書・１７
□「遺産・相続・遺産分割」
　　ＤＶＤ研修会開催のお知らせ・・・・・・・・・１８
□会員の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
□会員ギャラリー・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

栃木県行政書士会

行政書士という士族

栃木県行政書士会　制度推進部長　石塚悦夫

「行政書士とは、どんな仕事をするのですか？」「どういうことが出来るのですか？」ということをよく聞かれます。業務が広範囲にわたり、これだと言うことがいえないことがこのような状況をつくっているのだと思います。「いつも身近な相談相手」「街の法律家」いろんなキャッチコピーで啓蒙活動をしておりますが、行政書士の業務認識度はかなり低く、あまり浸透していないように思われます。

さて、昨年５月の定期総会において、制度推進部長に選任されました。制度推進部では、行政書士制度の推進及び啓蒙に関すること、職域確保に関すること等を事業計画としております。そしてこの事業計画に向き合うようになってから、特に真剣にこれらの疑問を考えるようになりました。

私は、平成５年６月に入会して１３年、一貫して、開発行為に関する許認可申請をやってきております。土地利用に関するものが専門の業務内容です。ところが、許認可申請の窓口で相談していても、となりで非行政書士が打合せをしているのが現状です。つまり、土地利用に関する業務については、非行政書士に業務を脅かされているのが実情なのです。業務は、法律に即して他士業の方との連携をとり、脅かさない、脅かされないように遂行していかなければならないと考えます。

土地利用に関することでいえば、特に開発行為等許認可申請、農地法の関係の申請は、行政書士の業務です。登記申請については、司法書士、土地家屋調査士の業務です。このことは、各士業の法律により、明確に定められていることなのです。しかしながら、仕事ができれば、きれいな図面ならば、申請してもよいということで申請業務を行っている事務所及び測量会社等が蔓延しています。また、行政もそのことについて、疑義を持っておりません。まさしく職域を侵害されているのです。

官公署の窓口に「行政書士でないものが、・・・・法律で禁じられております。」という立て看板をご覧になったことがあると思いますが、他県では、すべての官公署窓口に設置されているところもあり、行政も認識されているとのことであります。県内においても、「許認可申請は、行政書士業務の分野である」ということを広く周知してもらうために、確固たる実力をつけながら活動して参りたいと思います。

どうか会員の皆様、各自の得意な分野により行政書士制度推進にご協力、ご尽力され、また個人としては研鑽を積みながら、多方面に認識していただけるような行政書士を目指そうではありませんか。そして、社会においても「これは行政書士の仕事だ。」「行政書士に相談しよう」というようにならなければと思っております。

今年、わたしは人生５０年の節目を迎えようとしております。まだまだ頑張らなければと思いながら毎日の業務に追われております。最後となりましたが、会員の皆様、健康に留意され日々の業務に精進しご活躍していただきたいと思う次第です。

平成１８年度第１回理事会・幹事会開催

平成１８年度栃木県行政書士会の第１回理事会が行政書士会館２階で開催されました。

■理事会関係

まず、物故会員に対する黙祷を行って９名の物故者のご冥福を祈った。

司会者より理事総数３５名中出席３３名で本会議が適法に成立したことを確認された。

会則に従って浅野吉知会長が議長に就任した。

議長は、議事録署名人に鈴木康夫、和賀井良雄理事を、書記に事務局員をそれぞれ指名した。

本年度最初の理事会であり、次の議案に沿って具体的に討議検討された。

◎議案第１号
栃木県行政書士会会則の一部改正について
◎議案第２号
栃木県行政書士会特別委員会の設置について
◎議案第３号
栃木県行政書士会特別委員会の名称変更について
◎議案第４号
総会に付議すべき事項について
○総会議案第１号
平成１７年度補正予算並びに事業報告同決算について
(1) 平成１７年度補正予算の承認について
(2) 平成１７年度事業報告について
(3) 平成１７年度決算報告について
①一般会計収支報告について
②頒布品特別会計収支報告について
③証紙特別会計収支報告について
④監査報告
○総会議案第２号
栃木県行政書士会会則の一部改正について
○総会議案第３号
平成１８年度事業計画並びに同予算について
(1) 平成１８年度事業計画について
(2) 平成１８年度予算について
①一般会計予算について
②頒布品特別会計予算について
○総会議案第４号
借入金限度額の承認について
○総会議案第５号
役員の補充選任について

◎議案第５号
日行連表彰・栃木県知事表彰・栃木県行政書士会顕彰について
◎議案第６号
個人情報保護に関する規則

以上、各議案は慎重審議の結果、それぞれ可決承認された。

■各支部との意見交換会

県内１０支部長から支部事業の推進、業務確保策等についての意見要望があった。

■幹事会関係

理事会に続いて平成１８年度第１回日政連栃木会幹事会が開催された。

幹事３５名中出席２９名で本会が適法に成立することを確認された。

会長が規約１６条により議長となり、議事録署名人および書記については、理事会時の同人を指名して議案の審議を進めた。

◎議案第１号　大会に付議すべき事項について
○大会議案第１号
平成１７年度運動経過報告の承認について
○大会議案第２号
平成１７年度決算報告の承認について
会計監査報告
○大会議案第３号
平成１８年度運動方針について
○大会議案第４号
平成１８年度予算について
○大会議案第５号
役員補充選任について
○大会議案第６号
日本行政書士政治連盟定期大会に関する事項について

各議案は慎重審議の結果、それぞれ可決承認された。

以上、午後５時１５分閉会となった。

（広報部　大石　勇）

日行連　平成１７年度著作権実務研修会

平成１８年３月３０日、３１日の２日間にわたり、行政書士会館地下講堂にて、「平成１７年度著作権実務研修会（３月期）」が開催され、当会よりＩＴ特別委員会理事白澤茂、業務開発部理事井上尉央２名が出席しました。

全国より当会員２名を含めた約５５名の会員が参加し、１日目９０分２コマ及び６０分１コマ、２日目９０分４コマの各専門分野の講師による講義並びに意見交換会が執り行われました。

初日３０日、１３時より日行連研修部部長及び知的財産本部長より挨拶がなされた後、１３時３０分より講義開始となりました。最初に独立行政法人メディア研究センター研究開発部教授尾崎史郎氏による「著作権法実務」の講義が２コマ行われ、著作権法の復習とも位置づけることができる講義内容となっておりました。次に、著作権関連業務を第一線で行う行政書士による意見交換会が１コマ行われ、今後行政書士が著作権業務をいかに活用していくべきか、その現状と将来像を検討していくものとなりました。

２日目３１日午前９時より１コマ目、１日目の「著作権法実務」の講義の続きが同じく尾崎史郎教授により行われました。２コマ目、文化庁長官官房著作権課庶務・登録係長兼定孝氏による「著作権登録制度について」の講義が行われ、登録に関する実務的手続の再確認並びに登録による効果の再確認をすることになりました。３コマ目、弁護士田中豊氏による「著作権の間接侵害について」の講義となり、実社会における著作権侵害の実態について学ぶことができました。４コマ目、社団法人日本音楽著作権協会（以下、ＪＡＳＲＡＣ）企画部長北田暢也氏、演奏部課長津田公直氏による「音楽著作権について」の講義が行われ、音楽著作権の現代の変遷と推移、今後の予測される音楽著作権の方向性を教授いただき、また、ＪＡＳＲＡＣの業務の中心である著作権に関する信託業務についての談話は、『著作権相談員というものは現実的には業務とすることは難しいものではないか』と考えてしまいがちな行政書士に、応用並びに活用できる可能性がある、という実感を抱くことができるものでありました。

今回の研修会は、今までに学んだものと重複するものが多くありましたが、繰り返し学習することが効率よく学ぶことの鉄則である以上、大変有意義且つ効果的であったと思われます。そして、学んだことを最大限に生かすためにもいかに実践に向けて取り組んでいくか、それが要求されると思われます。

著作権登録、利用許諾契約、著作権譲渡契約、著作権信託業務等、著作権関連業務は行政書士にとってまだ大きなフィールドが残されており、今後の活用方法次第では大きなひとつの柱になる可能性を感じました。

（業務開発部　井上尉央）

書士会日誌　2006.4

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	№頁
３日	月	サーバ管理	田代理事	①
５日	水	総務部会	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 鈴木康夫理事　和賀井理事　古家専門部員	②
６日	木	会計精査	柳川部長　松本副部長	③
10日	月	編集会議	会長　秋田副会長　新井部長　清水副部長 大石理事　山本理事　田代理事	④
		小山市役所訪問	会長　石渡副会長（栃木会議連）市村支部長	⑤
11日	火	理事会資料検討	岡井部長	⑥
13日	木	業務研修部会	会長　前澤副会長　風間部長　石田副部長 江藤理事　松岡理事　江連理事　渡辺専門部員	⑦
14日	金	財務経理部会	会長　堀越副会長　柳川部長　松本副部長 根岸理事　佐藤理事	⑧
		会計監査	松井監事　福田監事	⑨
17日	月	第１回理事会・幹事会		P.3
21日	金	研修開催に伴う打ち合わせ	風間部長　渡辺専門部員　市川専門部員	⑩

①　サーバ管理
３日　ＰＭ１：００～２：００

【内容】
1.会計システムデータ更新の指導
2.Ｒｅｄｏｃファイル更新の指導

②　総務部会
５日　ＰＭ１：３０～５：５０

【内容】
1.理事会に諮るべき議案の審議
2.日政連栃木会幹事会、定期大会議案の検討
3.個人情報の保護に関する規則（案）の検討

③　会計精査
６日　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
1.平成１７年度会計精査
・一般会計
・頒布品会計
・日政連栃木会会計
2.平成１７年度補正予算

④　編集会議
１０日　ＰＭ１：３０～５：００

【内容】
1.平成１８年度予算について
2.「行政とちぎ４月号」の編集・校正
3.行政書士パンフレット

【決定・検討事項】
3.・６月の部会までに原案を決定する。
・検討ポイント
新しい業務の情報、メモ欄、
アドちゃんＱ＆Ａ②、県内地図

⑤　小山市役所訪問
１０日　ＡＭ９：３０～ＰＭ１：２０

【内容】
小山市長　大久保寿夫氏を訪問。
総会の案内状を手渡しする。
総会でのあいさつをお願いする。

⑥　理事会資料の検討
１１日　ＰＭ２：１５～５：２０

【内容】
理事会資料のチェックを実施した。

⑦　業務研修部会
１３日　ＰＭ１：３０～ＰＭ４：００

【内容】
1.平成１８年度の事業計画について
・研修会の開催スケジュールと内容の検討
・上期の研修スケジュールと内容の検討

⑧　財務経理部会
１４日　ＡＭ１０：３０～１５：３０

【内容】
1.平成１７年度決算について
2.平成１７年度補正予算について
3.平成１８年度事業計画（案）並びに同予算（案）について
4.平成１８年度理事会提出資料の対応について
5.平成１７年度会計監査立会いについて
6.会費長期未納者少額訴訟について
7.会費前納者粗品について

【決定・検討】
6.会費長未納者に対しては、少額訴訟を提起する。
7.会員前納者納品
現　在：クリアファイル　３枚
　　ボールペン　　２本
来年度：クリアファイル　５～１０枚
　　４００～５００円以内で

⑨　会計監査
１４日　ＰＭ１：３０～３：３０

【内容】
1.平成１７年度会計監査
・一般会計
・頒布品会計
・日政連栃木会会計

⑩　研修の開催に伴う打ち合わせ
２１日　ＰＭ２：００～６：００

【内容】
1.改正会社法の研修会開催の資料内容の精査について
2.国際業務研修会開催に伴う打合せ

【決定・検討】
1.改正会社法の研修会のＤＶＤ資料（全７科目１４時間）について、研修部で近々開催する科目の選択と内容の精査を行った結果、初回として２科目４時間行うこととした。
2.国際業務については、「申請取次行政書士」として実務を行っている者を対象とした「入管業務実務者情報交換懇談会」を開催する。

※上記研修の申込書は、総会資料と共に発送済です。

いろは今昔

わ…王子稲荷（東京都北区王子本町）

おうじは、わうじ。旧仮名遣いに救われた項か。
社宝の「額面著色鬼女図」は国認定重要美術品となっている。料理屋と狐を舞台にした落語の「王子の狐」の舞台にもなっている。

か…神田明神（千代田区外神田）
三柱の神様が祀られている
・国土経営・夫婦和合・縁結びの神様
大己貴命（おおなむちのみこと）〔**大黒様**〕
・商売繁昌・医薬健康・開運招福の神様
少彦名命（すくなひこなのみこと）〔**恵比寿様**〕
・厄除けの神、「弱きを助け、強きを挫く」神様
平将門命（たいらのまさかどのみこと）〔**将門様**〕

定住者告示（平成２年法務省告示第１３２号）の一部改正について

法務省入国管理局　平成１８年４月

法務省は３月２９日、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」(定住者告示)の一部改正を行いました。これは、「定住者」の在留資格を有する者による犯罪が相当数発生していること、日系人として「定住者」の在留資格で入国し、在留する外国人による重大事件が発生し、治安に対する国民の不安が高まっていること等を踏まえ、日系人及びその家族が定住者の在留資格を取得する要件に「素行が善良であること」を追加したものです。
改正後の告示は、公布の日から起算して１ヶ月を経過した日（４月２９日）から施行されます。改正の概要は、次のとおりです（改正後の定住者告示は、別添をご参照ください）。

※別添→法務省ホームページ

１．定住者告示の改正

(1)「定住者」の在留資格により我が国に入国しようとする次の者は、素行が善良でなければならないこととしました。
・日系人
・日系人の未成年で未婚の実子
・日系人の配偶者
・日系人の配偶者の未成年で未婚の実子

(2)日系人の中で、中国残留邦人及びその親族として「定住者」の在留資格により入国しようとする外国人については、引き続き円滑な帰国を促進する必要性があることにかんがみ、「素行善良」要件を課さないこととし、そのための規定を整備しました。

(3)日系人及びその家族として「定住者」の在留資格により我が国に入国しようとする外国人に対して、本国の権限を有する機関が発行した犯罪歴に関する証明書の提出を求めることとなります。

(注)「本国の権限を有する機関が発行した犯罪歴に関する証明書」には、例えば、次のようなものが該当します。

ブラジル…ブラジル連邦警察(Policia Federal)及び居住していた州を管轄する民事警察(Policia Civil)のそれぞれが発行する無犯罪証明書

ペルー…ペルー国家警察鑑識局鑑識部犯罪歴証明書発給課(Policia Nacional de Peru, Direccion de Criminalistica, Division de Identificacion Criminalistica, Departamento de Expedicion de Certificados de Antecedentes Policiales)において発行する無犯罪証明書

フィリピン…フィリピン国家警察(The Philippine National Police)が発行する証明書(PNP DI Clearance)及びフィリピン国家捜査局(National Bureau of Investigation)が発行する証明書(NBI Clearance)

(4)提出された証明書により、日本国以外の国の法令に違反して、懲役、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑(日本の道路交通法違反に相当する罪による罰金刑を除く。)に処せられたことがあることが判明した場合は、「素行善良」であるとは認められません。ただし、次の場合を除きます。

① 懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑の執行を終った日から１０年を経過している場合
② 懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑の執行の免除を得た日から１０年を経過している場合
③ 懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑の執行猶予の言渡し又はこれに相当する措置を受けた場合で当該執行猶予の期間若しくはこれに相当する期間を経過している場合
④ 罰金刑又はこれに相当する刑の執行を終わった日から５年を経過している場合
⑤ 罰金刑又はこれに相当する刑の執行の免除を得た日から５年を経過している場合

(5)過去に日本に在留したことがある者の場合は、その在留中に日本国の法令に違反して、懲役、禁錮若しくは罰金(道路交通法違反による罰金を除く。)に処せられたことがある場合は、「素行善良」であるとは認められません。

(6)犯罪歴がない場合にも、少年法による保護処分が継続中の場合、及び日常生活において違法行為を繰り返すなど素行善良とは認められない特段の事情がある場合は、「素行善良」であるとは認められません。

２．在留期間更新許可申請等における素行善良要件の審査

(1)日系人及びその家族として「定住者」の在留資格で我が国に在留している外国人が在留期間を更新する場合、「短期滞在」等の在留資格で我が国に在留している外国人が日系人及びその家族として「定住者」の在留資格へ在留資格を変更する場合にも、入国前の本国における犯罪歴に関する証明書の提出を求めることとしました(1(3)(注)及び(4)参照)。

(2)我が国に在留中の犯罪歴等についても、原則として、1(5)及び(6)と同様の取扱いとなります。

(3)再入国許可により出国し、３ヶ月を超えて本国に一時帰国していたことがある等の場合は、その間について、本国の権限ある機関が発行した犯罪歴に関する証明書の提出を求めることとなります。

３．施行日等

改正後の定住者告示は、公布の日から起算して１ヶ月を経過した日(４月２９日)から施行されます。なお、施行日前に既に在留資格認定証明書の交付を受け、又は査証の発給を受けている者については、上陸審査において改正前の告示が適用されますので、上陸申請の際に犯罪歴に関する証明書の提出は必要ありません。

会社法の施行に伴う建設業法施行規則の改正について

平成１８年4月２４日

各地方整備局担当官
各都道府県建設業担当官　殿

国土交通省総合政策局建設業課

会社法の施行に伴う建設業施行規則の改正について

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和２４年７月２８日建設省令第１４号）で規定されており、その内容は商法、商法施行規則、企業会計原則等に準拠して定められているところ。

今般、平成１８年５月１日に会社法（平成１７年法律第８６号）及び会計計算規則（平成１８年２月７日法務省令代１３号）が施行されることに伴い、株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）について、大幅な変更が発生することとなる。

これに伴い、建設業法施行規則についても所要の改正を行う必要があり、会社法施行後の会計指針等が明らかになり次第、速やかに改正を行う予定であるが、検討中の改正スケジュールについて、以下の通り連絡するので、遺漏ないよう取り扱われるとともに、管下の建設業者に対し周知を図られたい。

【改正スケジュール（予定）】

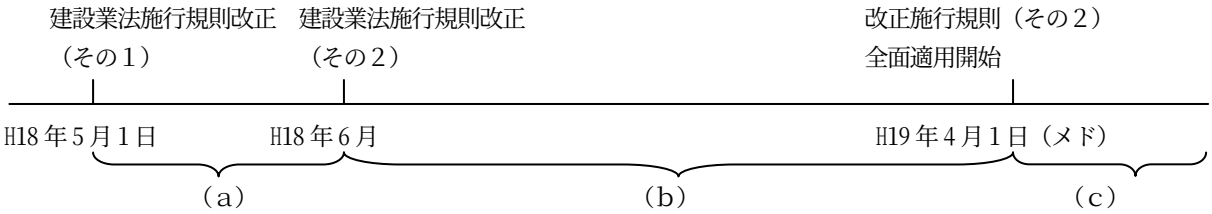

１．改正の手順

(1)　平成１８年５月１日の会社法施行に合わせ、建設業法施行規則についても形式的な文言の改正を行う。内容は「営業年度」を「事業年度」に変更する等の、最低限の改正に留める。

(2)　会社法・会社法計算規則等の内容を織り込み、Ｈ１８年６月中をメドに、建設業者が作成する計算書類等に係る省令様式・告示について全面改正を行う。改正後の施行規則はＨ１８年５月１日以降の決算に係る計算書類について適用することとするが、当面の間（Ｈ１９年４月１日メド）は、旧基準で作成された計算書類についても、許可申請及び経営事項審査における提出書類として認めることとする。

(3)　建設業法施行規則の改正に伴って、経営事項審査についても所要の改正を行うが、新基準に基づく計算書類については経営事項審査も新基準で算出し、旧基準に基づく計算書類については旧基準で算出するものとする。

２．建設業者の対応

上記のような改正を行う結果、建設業者が実際に作成すべき計算書類については、以下のような対応となる。

(1)　上図(ａ)の時期に迎えた決算に関する計算書類について

原則として、建設業法施行規則（その２）（＝会社法ベース）に基づく計算書類を作成しなければならない。ただし、改正前の建設業法施行規則（＝旧商法ベース）に基づく計算書類を作成した場合も、経過措置として、許可申請および経営事項審査の提出書類とすることができる。

(2)　上図(ｂ)の時期に迎えた決算に関する計算書類について

(1)に同じ

(3)　上図(ｃ)の時期に迎えた決算に関する計算書類について

全ての建設業者について、建設業法施行規則（その２）（＝新会社法ベース）に基づく計算書類を作成した場合は、許可申請および経営事項審査の提出書類として認められない。

ADR 法の施行期日等の政令公布について

●裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令
【内容】
施行期日を平成１９年４月１日とする。

●裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令
【内容】
民間紛争解決手続に該当しない裁判外紛争解決手続の提示等
（施行日は平成１９年４月１日）

「栃木県開発許可事務の手引き」の販売方法が変わります

平成１７年４月から市街化調整区域における立地基準等が改正されたことを踏まえて、従来の「栃木県開発許可ハンドブック」が見直され、今般、栃木県土木部都市計画課より「栃木県開発許可事務の手引き」が発行されました。

「栃木県開発許可ハンドブック」は発行所の“ぎょうせい”からの委託販売として事務局にて　販売しておりましたが、「栃木県開発許可事務の手引き」は栃木県から直接発行することとなったため、事務局での販売は行いません。

つきましては、今後ご購入希望の際には、「栃木県文書学事課情報公開相談室」にてご購入くださいますようお願い申し上げます。

価格　￥６３０

発 行 元：栃木県土木部都市計画課
販売窓口：栃木県文書学事課情報公開相談室

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページでご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策」について	06/04/14	日行連
■「建設業許可事務ガイドライン」及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間」の一部改正について	06/04/18	日行連
■定住者告示（平成２年法務省告示第１３２号）の一部改正について	06/04/25	日行連
■ＯＳＳサイトにて代理人による申請手順が示されました	06/04/27	日行連
■ＡＤＲ法の施行期日等の政令公布について	06/04/28	日行連
■会社法の施行に伴う行政書士法及び関係省令の一部改正について	06/05/01	日行連
■会社法の施行に伴う建設業施行規則の改正について	06/05/01	栃木県土木部

人間模様が本当に多彩、あったかくて、やさしい行政書士会でした。」

この５月１９日の定期総会をもって、定年退職される増田事務局長に、突撃インタビューを試みました。

――昭和 55 年 8 月 1 日から 25 年 10 ヶ月。いろいろなことがあったと思いますが、初めての頃の思い出は？

当時の会長は黒木秀昌先生で、何もわからない私を本当に親切に指導してくださいました。また、当時の井上事務局長には、細やかにご指導いただいたおかげで、私の現在があると感謝の気持ちでいっぱいです。

当時の行政書士試験は、まだ県単位で行われており、足利支部で行政書士試験のための市民講座を、支部役員の方たちが率先し開いていたと思います。その時黒木会長が、講師をなさっており、私に「あなたも勉強しなさい！」と連れて行って下さいました（運転手兼だったとは思いますが、嬉しかったですね）。何事も挑戦と、５８年に試験を受けたのですが、見事に落ちました。でも、とても良い経験だったと思います。黒木会長は真剣に行政書士会の発展を願っており改革派でした。

――黒木会長のほか、７人の歴代会長を始め、たくさんの出会いがあったと思いますが…。

はい、それぞれの会長には思い出深いものが沢山あります。住吉会長(現日行連相談役)が連合会会長に立候補されたときは、執行部一丸となって当選に向け奔走され、平成５年６月見事当選され、栃木会から鈴木金蔵先生に継ぐ２人目の連合会長ですから、会をあげての喜びでした。また、平成１６年１０月に当会名誉会長である福田富一氏が「知事」に当選された時は、とても嬉しかったですね～！なんといっても全国行政書士会で初めての知事さんですから会の誇りです。今後も福田知事には健康に気をつけて、県政のために大いに頑張っていただきたいと願っています。また、それぞれの思いはございますが、小野瀬会長・小林会長が亡くなった時は悲しかったですね。お二人とも事務職員にいつも「ご苦労様、みんなよく頑張っているね!!」「ありがとう」と声をかけてくださいました。小野瀬会長は豪快でしたがとても繊細な思いやりのある会長でした。小林会長も男気のある優しい素敵な会長でしたから…。あまりにも早い「死」が悔やまれます。岸会長（現相談役）には沢山のことを勉強させていただきました。

本当に歴代会長皆様のおかげで無事定年を迎えることができ心からお礼申し上げます。現浅野会長には、今後行政書士会発展のためにますますのご活躍を願っております。

故小林会長と松島にて

―― 一番印象に残っていることは何ですか？

やはり、会館が建ったことですね(当時の事務所は大雨が降ると雨漏り…)。現在では考えられませんよネ。黒木会長の時に会館建設が提案され、昭和５９年から会館建設積立を行い、昭和６２年に現在の土地を購入し、住吉会長の時に念願の「会館」ができ、平成元年１１月１日に竣工式が行われ“感激”でした。

また、法制定５０周年記念で寂聴さんを招いたことも素晴らしい思い出ですね。

行政書士法制定５０周年記念　瀬戸内寂聴さんを囲んで

――困ったことは？

笑い話になるけれども、いきなり「ノーテン」と言われても何のことかわからず…。「ノーテン」の次は「ノーシン」。「ノーシンって薬？」とか…。「詰めないで言ってください」「漢字で教えてください」とお願いしたこともあります。何度も聞き直したりすると「そんなことも分からないのか」とお叱りを受けたりしましたが、そのような事があって、業務やら頒布品の内容やらを勉強させていただきました。

それと、入局当時は、ガリ版、タイプライター、だったのが、ワープロ、パソコンと時代の変革と共に事務局もコンピュータ化され、パソコンに変わった時はこれもまた困りました。が、５０歳での挑戦!!毎日毎日パソコンと格闘でした。当時事務局職員の石井さん、木島さんが根気よく教えてくださり今があると感謝しております。

――他県の事務局との交流の中で何か感じたことは？

他県に比べると、事務局体制や諸規程については良い方だと思います。これもひとえに当時の黒木会長が事務局のあり方について、会長をお辞めになる時、みんなが困らないようにと、就業規則・給与規程・退職金規程を作り、整備をして下さいました。そして今は亡き小林会長は、再度不備な部分を見直して下さり現在に至っております。全国ではまだまだ諸規則が出来ていない単位会もあり、そういった意味で栃木会は進んでいると思います。事務局は、会の底辺（土台）だと思うのです。執行部皆様のご指導を頂きながら事務を行う。会のために事務局は何をするべきかを常に考え、「目配り」「気配り」「心配り」が大切と…。常に誰に対しても公平であるべきだと思います。

福島会と合同旅行

――これからの事務局に対して贈る言葉は？

みんなとても優秀な方たちなので、きっと大丈夫だと思います。一般の会社と違う部分もあり、そのことを理解し、３人が団結し、仲良く協力しながら、執行部の方たちの指導に沿って頑張っていただきたいと思います。

行政書士会は、業務範囲が広いからいろいろなことが勉強できて、考えようによっては素晴らしい人生経験が出来る場所だと思います。楽しくするのも苦しくするのも自分ですから、常に前向きに物事を考え事務を行っていってください。『黒崎さん、加藤さん、磯田さん、短い間でしたが、支えて頂きありがとうございました。』

――行政書士会に対しては？

とにかく「行政書士会」が大好きです。人間模様が本当に多彩。文字通りの「人生いろいろ」。何より、あったかくてやさしいものを感じますね。また、執行部・会員の皆様から温かいご指導のお陰で無事定年を迎えることが出来ましたこと、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

――ところで、今興味を持っていることは何ですか？

何にでも挑戦したいと思っているのですが、体がね～。今、会員さんの紹介で「スクエアダンス」をやっています。とても楽しくて、紹介くださった会員さんに感謝です。それともう一つ、絵手紙を習い始めていますが、仕事を辞めたら、墨絵にも挑戦したいと思っています。

スクエアダンスの仲間と

この日、宇都宮には珍しく雹(ひょう)が降り、窓の外には暗く激しい光景が広がりました。何しろ窓際でのインタビューだったので、荒れる天候をもろに感じつつ…。25年の取り組みの山あり谷ありを象徴しているのか？ とも思えました。しかし、インタビューが終る頃には、抜けるような青空とまぶしいほどの光がこぼれ、うそのような晴天に。象徴的だとしたら、これ以上のことはないか…。

結果的に、天候にも祝福されつつのインタビュー。四半世紀を越える奮闘は、たくさんの出会いと感謝に満ちあふれたものでした。渦中にある時は苦くつらいことであっても、その時その時の「一所懸命」は何も裏切らないものだ、ということを感じました。次を担う後輩へも温かい視線を送り、軽やかなステップを踏む増田事務局長。本当に長い間お疲れ様でした。そしてありがとうございます。

支局情報

【宇都宮】

“フェスタmy宇都宮２００６”に参加

４月９日日曜日、宇都宮「市民の日」制定２０周年記念として開催された「フェスタmy宇都宮２００６」に宇都宮支部も参加、行政手続き無料相談会を開催した。

この催しは宇都宮市が４月１日の「市民の日」を記念し、市民総参加事業として企画運営しているもので、例年２００を超える参加団体が日常活動の成果を発表する。この日も、企業や団体、ボランティアグループや個人が、物品の販売のほかダンスや演武を披露し、参加者は活気あふれる一日を楽しんだ。

支部は用意した５００個の宣伝用ティッシュとリーフレットを参加者に配布、行政書士制度をアピールした。テントの中で行われた相談会には７件の相談が寄せられた。

少々風が強く、春にはまだ一歩というところだが、新年度初のイベントとして十分な成果が得られた。（支局長　深見　史）

→制度アピールの様子

←諏訪市議会議長によるテープカット

【宇都宮】

宇都宮支部第１回理事会開催

４月１５日、今年度初の宇都宮支部理事会が行政書士会館会議室にて開催され、５月１３日の支部総会に向けて討議が行われた。

昨年度は､「とちぎインターナショナルフェスティバル」や「フェスタmy宇都宮２００６」等に無料相談会を出店するなど、対外的な活動を積極的に行ったことが報告された。今年度も市民参加型のイベントにかかわり、広く行政書士制度をアピールしていく必要を話し合った。

（支局長　深見　史）

【小　山】

徳川３００年の礎を築いた「開運のまち」
小山市で、ＮＨＫ大河ドラマ「功名が辻」
ＮＨＫ全国巡回展及び公開セミナー開催!!

★ＮＨＫ全国巡回展の開催
・日時　平成18年６月２日（金）～６月６日（火）
・会場　生涯学習センター　ギャラリー（入場無料）
（小山市中央町３－７－１ロブレ６階）
０２８５（２２）９１１１　小山駅西口下車すぐ
・内容　番組の関連の小道具、衣装、パネル展示など

★「大河ドラマ・功名が辻」公開セミナー開催
・日時　平成18年６月３日（土）午後１時３０分～
・会場　白鴎大学東キャンパス「白鴎ホール」
（小山市駅東通り２－２－２）小山駅東口下車すぐ
・講師　静岡大学教育学部教授　小和田　哲男氏
・演題　「山内一豊・千代と関ヶ原の戦い
～“小山評定”を中心に～」

－お問い合わせ－
小山市役所　秘書広報課
TEL 0285-22-9289

支局かわら版

My Favorite Place　宇都宮美術館 ―宇都宮支部―

草の広場へのアプローチ

山桜も見える緩やかな坂道

宇都宮美術館　外観

木漏れ日の美しいイタリアンレストラン

宇都宮市の北部、豊郷台団地の中を走る美術館通りの終点、市街からわずか１５分程度の距離にもかかわらず、宇都宮美術館は２６ヘクタールの、森を含む広大な敷地の中にある。

駐車場に着く頃には、あなたはすでに微妙に異質な世界に足を踏み入れている。新緑の季節、美術館通りを走ると、若葉に彩られた木々と、鮮やかな色の花々に出会う。住宅地をすぎたあたりからは、巣作りを始めた鳥たちのにぎやかな声が聞こえる。久しく聞いていなかった花や虫のざわめきが、静けさとはなんだったのか思い出されてくれるに違いない。

車を降りたら、標識に従って石畳の道をゆらゆらと歩こう。右手にはあきれるほど広い「草の広場」がある。広場の遙か向こうには、「歓迎」という名の、大きな飛ぶウサギの彫刻が見える。広場の真ん中で花を摘む子供たちを見るかもしれない。ぼんやりと草に座って陽の温かさを楽しんでいる老夫婦を見るかもしれない。

山桜を見ながら、緩やかな坂を１０分ほど登ると、ようやく美術館の近代的な建物が見えてくる。

宇都宮美術館は、平成９年春、市制１００周年を記念して作られた。自然のままの雑木林を残し、自然との調和を図るために建物も低層にした。シャガールやマティスなど、価値の高い収蔵作品も多く、美術館としてのレベルも高い。市民に美術に親しんでもらうための様々な企画展・説明会なども頻繁に催され、宇都宮の文化の中心地点の役割を果たしている。

館内にはしゃれたレストランもある。森に囲まれたレストランは全面ガラス張りで、木々の間から差す柔らかな木漏れ日を楽しみながら食事ができる。ここは本格イタリアンレストランで、この店に来るために美術館に来るという人も多い。美しい場所に魅せられて。各種パーティやレストランウエディングに利用する人もいる。

心疲れた日にはここに来て、森を散策して綺麗な空気を吸い、大好きな絵を鑑賞し、木々に囲まれてゆったりとお茶を飲もう。時間が緩やかに巻き戻され、心と体が本当にほしかったものが得られるかもしれない。

（支局長　深見　史）

おじゃましま～す！

今回は、ダンディーで初老の風格が漂う、芳賀副支部長の押野佑先生の事務所を訪問いたしました。

事務所は、茂木町役場の東側に接していて、地の利を得た所にありますが、取扱う業務の関係で真岡､宇都宮が主ではあるが､近県への出張も多々あり、休日とて席の温まるいとまがないようでした。

まず、定型インタビューになりますが。

１．氏名

押野　佑　(オシノ　ユウ)

２．事務所

芳賀郡茂木町茂木１１６－２

３．入会年月日

昭和４８年１２月２６日

（実務３２年６ヶ月）

４．入会の動機

随分昔のことなので確かなことではないが、当時、将来性のある業種であり、行く行くはその道でと思い、入会２年目に登録をしていた。

５．専業か兼業か

専業

６．得意業務

建設、入管、産廃収集運搬業

７．苦労していること

毎日苦労の連続で、特に入管業務で外国人の書類収集には苦労している。

８．行政書士になってよかったこと

お客様から、笑顔で心から「ありがとう」と感謝のことばをかけられたとき

９．モットーは

努力、誠実を旨としている

10．趣味

ハイキング

多忙な業務の合間を縫って、四季折々の隠れ名所を探し訪れ堪能している。

11 一言

生涯勉強であり、努力を怠ったら行政書士業はやって行けない。

むすび

茂木町には、行政書士が先生の他にいないので、取扱う業種もオールマイティーです。

入管関係で知り合ったお客様からイランに招待され海外旅行した時は、行政書士冥利につきたとか。また、昨年は模範行政書士として日行連会長から表彰されています。

終わりに、芳賀副支部長として、支部運営にも尽力されていることに対して深く謝意を述べ、今後益々のご活躍をご祈念申し上げ事務所を辞しました。

（広報部　大石　勇）

日政連の幹事会について

平成１８年度第１回幹事会は４月２０日、２１日の両日に亘り、日行連会館で開催された。その概要について報告します。

会議第１日は幹事５１名中４５名が出席し、午後３時から開会した。

冒頭、会長からの過般の総選挙で日政連が推薦し組織を挙げて支援により多くの当選者が出たことに感謝の意を述べられた。

会議に入り特別委員会設置について会長及び幹事長から提案理由として、国の行政改革推進に伴う地方分権の推移と多岐に及ぶ関係から、これに行政書士としての対応を要することと、過般の幹事会で要望の強くあった特別委員会創設と併せ幹事全員で会務強化推進とするため、日政連規約第１６条の２、五の特別委員会に旧道路運送車両法の一部改正反対プロジェクトと国体等対策特別委員会を改め、総務、組織広報、財務、国会等対策、法改正プロジェクトに加えて外事特別と国政情報の特別委員会を加えるとのことである。この新設特別委員会では外事特別は行政書士制度への侵害的法改正等に対応しうるための諸活動推進することで幹事７名を当てる。

次に国政情報特別委員会は、国及び他士業などの機関から発せられる情報を逐次集積、整理、分析し日行政連とも情報を共有することにより日政連活動を機動的に生かす事を目的とするため幹事９名を当てた。また、従前の委員会に各１名増員し全委員対応推進するための改正である旨を図り全員原案を承認した。筆者は総務担当となった。

次に第２号議案は、第２６回定期大会に提出する議案で、平成１７年度の事業報告と同決算について前年の計画を執行したものであり監査報告の通りを承認した。平成１８年度の運動方針と同予算案についても各委員長報告の通りと承認した。役員改選については群馬会選出の幹事に欠員が生じたので補充推薦のあった群馬県支部の石澤会員について申請通り承認した。午後５時１０分散会した。

第２日は午前９時３０分、幹事４０名が出席、前日に引続き再開、第３号議案の第２６回定期大会における議事運営委員会委員等役割分担委員の選出方法につき前例により承認、報告事項については、大会への支部よりの質問事項の回答説明につき承認し午前１０時３０分閉会した。

閉会後幹事全員にて自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長、内閣府特命担当大臣　中馬先生を国会議員会館に表敬訪問し、議事堂を参観した。特に中馬大臣から今後の行政改革と地方分権による行政書士の役割につき努力されるようお話しがあった。　　（日政連幹事　秋田　豊）

宇都宮車庫センター全体会議

４月８日桜満開の季、車庫証明申請宇都宮センターの全体会議が久しぶりに開かれた。

うち続く構造的不況にもかかわらず、渡辺真センター長他役員方の尽力により、センターは順調に成長し続けている。様々な問題を抱えながらも、会員の結束は強く、センターの発展のために協力し合っていくことをお互いに確認した。

久々に開かれた全体会議（＝花の宴）であったが、事務局員・会員は杯を重ね、時を忘れて和やかに歓談した。

会議終了後、参加者は八幡山に赴き、星光にきらめく夜桜を眺め、過ぎゆく春を満喫した。

（宇都宮支局長　深見　史）

ライオンがたくさん

（不思議な事もあるものだ）との表現がありますが、（不思議）とは中国の数の単位です。一・十・百・千・万・億・兆・・と進みまして、日本の国家予算でも兆までですが、その上に、京・がい（漢字がワープロで出ない）・じょ・よう・こう・かん・載（さい）・極（ごく）・恒河沙（こうがしゃ）・阿僧ぎ（あそうぎ）・那由他（なゆた）・不可思議（ふかしぎ）・無量大数（むりょうたいすう）で終わりですが、無量大数は１０の６８乗ですので、０が６８個並びます。作られたのはインドですが中国を経由して日本に伝えられて現在に使われています。

さてさて、数の単位として光年（こうねん）というものがあります。光は１秒間に地球を７周り半進みます（１秒で３００万キロ、分かりやすい考え方で）。このスピードで１年間進んだ距離が１光年です。現在３００億光年の星も発見されております。もし望遠鏡で３００億光年の星が見えたらその光は３００億光年昔に発光された光で、現在はその星はないかもしれないのです。

さてさてさて、アフリカのある部族では、ライオンを数えるのに、「ひとつ」「ふたつ」「たくさん」と数え、それ以上の数はすべて「たくさん」になります。３以上の数はすべて「たくさん」です。数が３つしかありません。

実は、私はこの「たくさん」という単純なストレスのない考え方の国に興味を持っているのです。中国は５６民族で５６の言語がありますが、フィリピンは島が７２００ありまして、言語は１００を越えます。中国とフィリピンの島の面積を考えれば、フィリピンという国が面白いのです。フィリピンのジャングルで夜空を見上げて、満天の星ですぐにでも流れ星が見つけられそうな光り輝いているのを見ると、日頃のビジネスのストレスなどすっ飛んでしまうのです。そして、その星の数を数えるのに「たくさん」と言えばよいのです。

「愛していますか」と聞かれたら「たくさん」と答えます。「不可思議」とか「３００億光年」などと答えません。単純なものほど理解しやすいものです。「なぜ」と考えるから「言葉」や「文字」で複雑になります。自分の感情に素直なことと「たくさん」の単純さが「恋愛」の正体かもしれません。

（足利支部　星野光男）

表紙写真　乙女橋（宇都宮市）

宇都宮大谷。姿川にかかる乙女橋はなんとロマンチックな名称！荒々しくもあり、深山幽谷のようでもある大谷の景観に添える一輪の花？かつては宇都宮を代表する観光スポットであったらしいが、今は天開山大谷寺を中心とした静かな街である。大谷石の建物や倉が往時の繁栄を物語り、資料館では、音響が良いのでコンサートも開かれる。歩けば、思いがけない嬉しい発見をすること請けあい、おすすめの場所である。

（広報部　山本　昭子）

皆さんご存知の方も多いと思いますが、青春１８切符。ＪＲが年に３回、学生が休みになる春、夏、冬と発売しているお得な乗車券です。ＪＲ全線普通列車一日乗り降り自由の乗り放題で５日分つづりが１１，５００円です。ですから一日乗っても２，３００円です。昔、青春だった人でも利用できます。

わたしはこの切符を利用して昨年夏は３日かけて愛知万博を見てきました。鈍行の旅で時間はかかりますが、自分の住んでいるところとは異なる車窓からの眺めに飽きることはありません。

今冬は記録的な豪雪のニュースがたびたび流されました。その新潟の豪雪地帯を見てこようと一月初め、朝早く黒磯駅から電車に乗りました。しかし途中、風雪のため不通の所があり、予定変更して仙台の先、松島の海を見て帰りました。

豪雪地帯の様子を見てきたいと思い、この春４月８日土曜日、朝５時家を出て、再び黒磯駅から東北線に乗りました。磐越西線、信越線、上越線、両毛線と乗り継いで夜九時ごろ帰宅しました。上越線の長岡から群馬水上の間は、山や田畑は雪におおわれ、多いところはまだ人の背丈より高く雪が残っています。沿線の杉の木は破壊されたように幹や枝が折れて褐色の材が見え無残でした。ほとんど雪のない私の住む南那須地域と比較すると、この地方の冬の暮らしの大変さを推し量ることができました。

私の青春１８切符の利用は、たいていは連れのない気ままな日帰り貧乏旅行です。異なる風景に出会うのは私のささやかな楽しみです。

海外旅行もしてみたいけれど、カナダに一回いったきり１０年有効のパスポートは切れてしまいました。「ゴールデンウィークは海外旅行に行ってきました。」などとたまには言ってみたいですが、「黄金週間は、家で田植えです。」

（塩那支部　長谷川久夫）

平成１８年度分財産評価基準書「路線価図・評価倍率表」の申し込みについて

◆平成１８年度分の相続税・贈与税の申告に当たり、土地の評価の計算の基本となる「財産評価基準書」です。
◆目標となる公共物が多く、知りたい場所が容易に確認できます。
◆知りたい土地等の評価額がこの資料の中に分かりやすく収録されていますので、不動産問題についてたいへん参考になる貴重な資料です。
◆路線価図の前面に公示価格及び基準価格の一覧表がついています。
◆納本は８月を予定しています。　（発行所　財団法人　大蔵財務協会）

購入ご希望の方は下記申込書にご記入のうえ、事務局までＦＡＸにて申し込み下さい。
※過年度、毎年のご購入を希望された方につきましても、お手数ですが、再度お申し込みいただきますようお願いいたします。

路線価図・評価倍率表　申込書　**申込締切日　６月１４日（水）**

	分冊区分	定価（税込）	申し込み冊数
路線価図	栃木県（宇都宮）	６６００円	冊
	栃木県（足利・佐野）	６４００円	冊
	栃木県（栃木）	６３００円	冊
	栃木県（鹿沼・真岡・大田原・氏家）	８６００円	冊
評価倍率表	栃木県全域	２０００円	冊

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　**氏　名**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研修会開催のお知らせ

研修会を下記により開催しますので、ご参加下さい。

記

１.「遺言・相続・遺産分割」　（先着３０名まで）

○日　時　前編　平成１８年６月１５日（木）　午前１０時から午後５時１０分まで
　　後編　平成１８年６月１６日（金）　午前１０時から午後４時１０分まで

○場　所　　栃木県行政書士会館
○受講料　　１日　５００円
○テキスト代　　１１００円（再受講の方は、テキストは以前のものを使用されてもかまいません）
○お弁当（希望者）　　８００円

平成１８年６月１５日（木）

プログラム		
１時限目	１０:００～１１:００	・遺言相談への対応
２時限目	１１:００～１２:００	・遺言書の作成
３時限目	１３:００～１４:００	・相続の開始、相続人
４時限目	１４:００～１５:００	・未成年である相続人放棄等
５時限目	１５:１０～１６:１０	・指定相続分、法定相続分
６時限目	１６:１０～１７:１０	・法定相続分の割合、相続分の修成等

平成１８年６月１６日（金）

プログラム		
１時限目	１０:００～１１:００	・相続の対象財産
２時限目	１１:００～１２:００	・遺産分割
３時限目	１３:００～１４:００	・遺留分、遺言執行
４時限目	１４:００～１５:００	・相続税の基礎知識
５時限目	１５:００～１６:１０	・相続による名義変更等

申込締切日　平成１８年６月９日迄
※この研修会は昨年１１月１日、５日に護国会館で開催されたものと全く同じ内容です。
好評につき再度ＤＶＤ研修を開催します。
※なお今回の研修は法定業務研修扱いとはしない為、効果測定は行いません。
修了証も発行されませんのでご注意下さい。（１日だけの受講も可能）
補助者の方も受講可能です。

〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番２２号　TEL　０２８－６３５－１４１１
栃木県行政書士会　事務局　FAX　０２８－６３５－１４１０

研修会参加申込書　平成１８年　　月　　日

◎「遺言・相続・遺産分割ＤＶＤ研修」

	参加（○をして下さい）	昼食（○をして下さい）	支部
6月１5日			
6月１6日			氏名

栃木県行政書士会員の動き

（平成 18 年 4 月 30 日現在）

【退　会】和 氣 孝 一会員、森　章会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
塩　那	和 氣 孝 一	H18.1.23	死　亡	小　山	猪 瀬 治 一	H18.3.31	廃　業
足　利	森　　章	H18.3. 6	死　亡	佐　野	亀田眞一郎	H18.4. 1	廃　業
小　山	中　山　最	H18.3.31	廃　業	芳　賀	三 澤 法 敏	H18.4.23	廃　業
栃　木	嶋 田 安 三	H18.3.31	廃　業	足　利	常 見 益 之	H18.4.25	廃　業

【変　更】

支　部	氏　名	会員番号	変更事項	変　更　内　容
日　光	永 岡 守 男	1 7 9 2	事　務　所	日光市今市本町 22-11
日　光	手 塚 志 郎	1 8 0 2	事　務　所	日光市小林 51
日　光	佐 藤 裕 子	1 8 5 5	事　務　所	日光市平ヶ崎 52-17
小　山	出 口 芳 伸	1 8 6 1	事　務　所	下野市駅東 3-1-10
塩　那	伊 藤 榮 吉	1 8 7 6	事務所名称 事　務　所	行政書士　伊藤榮吉事務所 矢板市中 389-1
那　須	田 沼 芳 友	1 8 9 4	電話ＦＡＸ	TEL.0287-63-1006　FAX. 0287-63-1075
小　山	吉田　　博	1 0 1 8	事　務　所	下野市小金井 2907
塩　那	宮嶋　幸雄	0 5 5 2	事　務　所	那須烏山市中央 3-2-4
日　光	後 藤 八 郎	0 7 9 3	事　務　所	日光市足尾町赤沢 8-13
日　光	神 﨑 律 夫	1 4 4 9	事　務　所	日光市今市 303-6
日　光	木 下 良 雄	1 5 0 0	事　務　所	日光市今市 1559
那　須	岡 部 正 治	1 5 2 3	事　務　所	那須塩原市大原間西 1-10-6　TMC 経営支援ｾﾝﾀｰ内
日　光	福田　勝守	1 5 9 2	事　務　所	日光市荊沢 599-75
佐　野	小泉　　裕	1 6 2 8	事　務　所	佐野市浅沼町 234-3
日　光	小柳　　洋	1 6 8 9	事　務　所	日光市今市 416

お詫びと訂正

行政とちぎ４月号の記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

橋本忠明会員の欄
【誤】変更事項　事務所
【正】変更事項　住所　市町村合併に伴う変更
※事務所に変更はございません。
また、通常住所変更は掲載しておりません。

須田静男会員の欄
【誤】須田静夫
【正】須田静男

編集後記

「大谷石の倉には水仙がよく似合う」
大谷石は、比較的、加工し易いとのことで、建物に洒落た彫刻がほどこされ、まことにぜいたくである。カエルの置物も昔から人気があって＜無事カエル＞。
近頃は、芸術家が照明用の作品を作って評判。自分で作ってみるという向きも多いとか。　（広報部　山本）

行政とちぎ５月号№353

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

Gallery

憾満ヶ淵

坂本　富男（版画家）

１９５１年宇都宮市生まれ
武蔵野美術大学卒
笹島喜平氏に師事
「ギャラリーはなみち（宇都宮）」ほか
各地で個展開催

拓版画

益子町出身の笹島喜平が考案した技法「木版拓刷り」
－版木に直接下絵を描き、そのまま彫る。
－版木に和紙をのせて霧吹きで湿らせ、プレス機で圧をかける。
－版木の上の和紙が乾いたら凸部にタンポで墨をたたく。
－墨が乾いたら版木からはがし、額装して完成。
作品は左右反転しない。
中国の古拓本をヒントに生まれた技法。

宇都宮支部　小室明男会員

三角にトルソ

拓版画の創案者　生誕百年記念　笹島喜平展　開催中

2006 年 4 月 16 日（日）～ 6 月 25 日（日）

益子陶芸美術館　栃木県芳賀郡益子町益子 3021
TEL.0285-72-7555